

## 地域再生計画

### 1 地域再生計画の名称

子育ても働きがいも！子育て・就労支援の総合応援プロジェクト推進計画

### 2 地域再生計画の作成主体の名称

長野県須坂市

### 3 地域再生計画の区域

長野県須坂市の全域

### 4 地域再生計画の目標

#### 4-1 地方創生の実現における構造的な課題

●子育て世代の「生きがい」充実のためには、個々の特性や状況、ニーズに寄り添った支援を行うことが必要である。これまで、「子育て」と「就労」に関する相談は各担当部署が別々に支援にあたってきた実態があり、市内在住の若者を対象者にしたアンケート調査結果において、25.6%の人が市の魅力として「子育て環境」を挙げているにも関わらず、「就労環境」に魅力を感じている人は僅か0.9%にとどまり、子育て世代の就労環境の充実・サポートが喫緊の課題となっている。

●市ではこれまでも就労に関するセミナー等を実施しているが、労働時間の長短を含め、「多様な働き方」というニーズには十分に対応できていない現状があり、子育て世代が抱える問題やニーズを十分に把握できていなかった部分がある。

●個々の状況（時間的な制約や保有する業務スキル等）に応じ、「多様な働き方」を提案し、個々の選択肢や可能性を広げ、就労にチャレンジする意欲を後押しするためのバックアップ体制が重要であるが、現在実施している市の事業だけでは取組みが十分ではない。

●子育て支援センターは、育児家庭のサポートを行い、保護者の悩みや不安を取り除き公共の場で交流を図ることで、子育て家庭の孤立化を防ぐ場所として

位置付けている。地域の活力や労働力を高めるためには、安心して子育てができる環境（機能）に加え、子育て世代が集い、今までなかったコミュニティを形成したり、自身の就業観や今後の働き方について考える場としての機能も一体的に提供していく必要があるが、現状その機能はなく、市としても一体的な取組みは行っていない。

●子育てと就労の両立や子育て世代のチャレンジを後押ししていくためには、企業・地域社会・市の三者が協働してその役割を果たす必要があるが、社会的なニーズとは裏腹に、意識の浸透という面ではまだ不十分な点が否めない。

●市内で働き方改革を実践している企業・事業所は多くなく、企業も含め、地域全体で働き方改革を実践していく機運の醸成が必要である。

#### 4-2 地方創生として目指す将来像

##### 【概要】

●子育てを行いながら、働く意欲のある人が、その知識や能力を生かし、多様な働き方にチャレンジでき、子どもたちを見守りながら就労にチャレンジのできる環境整備に加え、きめ細やかな子育て支援や育児に取り組む世代への支援体制をより充実・強化させ、豊かな気持ちで子育て・就労の両立が叶う、「子育ての心配がなく、安心して働けるまち」を目指す。

●働く意欲がありながらも、就労の機会が得られなかったり、就労はしていても、子育てとの両立にギャップを感じている人たちに「自分らしい」ワークスタイルやライフスタイルを考える場を創出し、子育て世代を中心に全ての人が個性と能力を発揮し輝けるまちを目指す。

●子育て・就労総合支援拠点で「働く」、「交わる」、「学ぶ」、「育てる」のワンストップ化を実現し、人をつなぎ、地域をつなぐ、アフターコロナの新しい地域創造の場を形成する。子育てと就労の支援を企業・地域社会・市の三者が一体となって進めることで、若い力を中心とした地域の活力創出を目指す。

##### 【数値目標】

KPI	事業開始前 (現時点)	2022年度増加分 1年目	2023年度増加分 2年目
拠点に関連した子育て世代の就業	0	10	20

のべ人数(人)			
子育て・就労総合支援拠点のべ利用者数(人)	20,000	2,500	3,000
拠点における外部からの業務受託件数(件)	0	0	5
子育てしやすい環境づくりに具体的に取り組んだ企業の件数(補助金交付を受けた企業の件数)(件)	0	0	5

2024年度増加分 3年目	KPI増加分 の累計
30	60
3,500	9,000
5	10
10	15

## 5 地域再生を図るために行う事業

### 5-1 全体の概要

5-2の③及び5-3のとおり。

### 5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

#### ○ 地方創生推進交付金(内閣府)：【A3007】

##### ① 事業主体

2に同じ。

##### ② 事業の名称

子育ても働きがいも！子育て・就労支援の総合応援プロジェクト事業

##### ③ 事業の内容

●これまで進めてきた就労支援と子育て支援の機能を一体的にし、「子育て・就労総合支援拠点」施設の利用拡大・利用者相互の交流を図るととも

に、拠点を中心に取組む事業・方向性を市域全体に拡散展開すべく、子育て世代が「安心して子育てや相談ができる」場所、「多様な働き方の実現」に向かってチャレンジできる場所、「気兼ねなく語らい交流できる」場所とするための施設として機能させる。

●これまで十分にできていなかった、子育て世代の悩みや将来展望、就業観を十分に調査・把握するとともに、労働力の需要・供給それぞれの側面のニーズを的確にとらえ、時間の長短にとらわれない「切り出し業務」のマッチングを視野に入れた研究・検討を行う。

●切り出し業務のマッチング成功に向け、より実践的なセミナー等の開催を通じて、労働の需給双方の面から支援を行う。労働者側に向けては、自身での起業や業務を担うための専門スキルやノウハウを身につけるための支援を行う。企業側に向けては、説明会（セミナー）の実施や実証実験も行いながら、多様な働き方を前提とした業務切り出しのための支援を進める。

●子育て世代が自身での起業や業務を担うための専門スキルやノウハウを身につけるための支援を行う。具体的に企業等が希望する請負業務等に従事する事例を増やし、地域の働き方改革の機運を一層高める。

●子育て・就労総合支援拠点を核に、若者世代を対象にしたセミナー実施や、利用者交流企画を通じたコミュニティ基盤づくりを行い、「子育てをしながらも様々なことにチャレンジできる」、「空いた時間を有効に活用して何かをやってみたい」といった意識の醸成や働き方改革に関する機運を高める。

●拠点内に整備したコワーキングスペース、キッチンスタジオや交流スペース等の活用も通じ、切り出し業務への事務従事はもちろん、自らの製作物や農産物、加工品等の販売や飲食物提供など、利用者相互のコミュニティを活かした活動・事業の展開を促進する支援も行う。

●子育て世代など、時間等の制約があっても、いきいきと様々なことにチャレンジできる環境があることを市域全体に周知し、地域全体で子育て支援や働き方改革を進める機運を高めていく。

●形成したコミュニティ基盤を活用し、利用者または利用者間相互による

新たなビジネス創出のための支援、社会課題解決に向けた事業立案のための支援を行う。

●「多様な働き方のできる職場」や「子育て世代に優しい職場」に対する企業の理解や取組みをソフト・ハード両面で側面から支援し、地域全体での機運をより高めるための事業を展開する。

#### ④ 事業が先導的であると認められる理由

##### 【自立性】

予定している事業は市の「産官共創事業」提案制度に基づく民間企業からの提案がベースとなるものであり、民間ノウハウを広く活用することで新たな雇用賑わい創出による収益を生み出す。

拠点の利活用が進むことで、有料スペースの積極的な活用が促進され、利用料の徴収を通じて施設運営コストに充当する。

##### 【官民協働】

市内外の民間企業における人事担当、ハローワーク担当と連携や情報共有を密にし、本事業の趣旨の情報拡散を広く行い、子育て世代の就労や多様な働き方の実現に取り組む。また、「子育て」・「就労」を核としながらも拠点の賑わい創出や拠点の役割の発信、地域理解のため情報通信やメディアなどの専門企業の支援提供を受けながら事業効果を一層高める。

##### 【地域間連携】

市民の中でも隣接自治体（小布施町）の子育て支援センターを利用している者も多く、拠点の相互利用が促進されることで、新たなコミュニティや共同事業（イベント開催や共同での物販など）を生み出す原動力となる。ひいては、広域的な働き方改革機運の醸成と地域の元気創出につながる。

##### 【政策間連携】

子育て・就労総合支援拠点を核とし、子育てや就労という分野に限定することなく、観光・農業・生涯学習・男女共同参画（人権）など、多分野にわたる取組みが横断的に実施でき、互いにその効果を高め合うことができる。これが、子育て世代のワークライフバランスの実現といき

い充実に資する取組みとなる。

#### 【デジタル社会の形成への寄与】

●能力はありながらも十分に活用されていない子育て世代を対象とした、限られた時間や個々のライフスタイルにあった働き方を実現するためのノウハウの提供。（「就業希望者のための業務スキルアップ事業」における業務委託料で実施を予定している在宅ワーク等で有用なスキルや高度なOAスキルの習得など。）

●地域のコンテンツ企画事業者を主体としたデジタル化普及啓発の取組み等を通じた、子育て世代を中心とする市民全体へのデジタル化への理解・共助促進。（「子育て・就労を応援する地域の魅力アップ情報配信事業」、「大型マルチスクリーン映像システム設置工事」（ハード事業）を通じ、デジタル技術や高度な映像配信技術を活用した現代的な情報発信の展開など。）

●オンライン会議手法、テレワークや在宅ワークで有用なスキル習得による将来を見据えた多様な人材の活用促進を図る。

●地域のコンテンツ企画事業者を主体とした高度な映像制作や情報発信、子育て支援や働き方改革に取り組む企業紹介など、デジタル化普及のための各種啓発、情報発信を行う。

#### ⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4-2の【数値目標】に同じ。

#### ⑥ 評価の方法、時期及び体制

##### 【検証時期】

毎年度 6月

##### 【検証方法】

・庁内担当課からのKPI達成状況報告に基づき、各施策のKPIが達成できた理由、達成できなかった理由を明確にして取りまとめ、効果検証委員会に臨む。

・効果検証委員会においては、担当課からKPIの達成状況、達成できた理由、できなかった理由等を報告する。

・効果検証委員会の委員それぞれの立場から、ヒアリングして今後の事

業展開に活かしていく。

・ 検証するためのツールとして、客観的データ（RESAS や各種統計等）を必要に応じて用いる。

#### 【外部組織の参画者】

須坂市行政改革推進委員会を本交付金事業における外部検証委員会の場として検証を行う。

須坂市区長会（副会長）、ながの農業協同組合（須坂支所長）、連合長野高水地域協議会須高地区連合会（会長）、須坂市女性団体連絡協議会（会長）、八十二銀行須坂支店（支店長）、須坂市連合婦人会（副会長）、国立大学法人信州大学（地域総合戦略推進本部長）、須坂商工会議所（総務企画委員長）、須坂市男女共同参画推進市民会議

#### 【検証結果の公表の方法】

上記会議を実施（公開）し、会議録を公表するとともに、ホームページでの公開を行う。

検証結果を含め、事業の実施状況については KPI の進捗状況とともにホームページにて公表する。

#### ⑦ 交付対象事業に要する経費

- ・ 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】

総事業費 239,500 千円

#### ⑧ 事業実施期間

2022年4月1日から2025年3月31日まで

#### ⑨ その他必要な事項

特になし。

### 5-3 その他の事業

#### 5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし。

#### 5-3-2 支援措置によらない独自の取組

##### (1) 雇用促進事業

## ア 事業概要

就業支援センターにおいて求職者及び在職者に対し、就業相談を実施するとともに、多様な働き方を推進し、個々の特性に応じ、安心して地域で働くための支援を行う。

## イ 事業実施主体

須坂市

## ウ 事業実施期間

2022年4月1日から2025年3月31日まで

### (1) 子育て支援センター管理運営事業

## ア 事業概要

地域社会全体で子育てを支援する基盤の形成を図り、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う。

## イ 事業実施主体

須坂市

## ウ 事業実施期間

2022年4月1日から2025年3月31日まで

## 6 計画期間

地域再生計画の認定の日から2025年3月31日まで

## 7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

### 7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

5-2の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

### 7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4-2に掲げる目標について、5-2の⑥の【検証時期】に7-1に掲げる評価の手法により行う。

### 7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

5-2の⑥の【検証結果の公表の方法】に同じ。